

伊勢平野中央地区
環境配慮計画（案）検討等業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備 考																				
<p>第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(管理技術者) 第1-6条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営土地改良事業地区調査「伊勢平野中央地区」における環境配慮計画（案）の検討等を行うものである。</p> <p>本業務の対象とする場所は、三重県津市地内であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="501 1350 1350 1928"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 1350 699 1388">資 格</th> <th data-bbox="699 1350 922 1388">技術部門</th> <th data-bbox="922 1350 1350 1388">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1388 699 1809" rowspan="5">技術士</td> <td data-bbox="699 1388 922 1608" rowspan="3">総合技術監理</td> <td data-bbox="922 1388 1350 1529">農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 1529 1350 1568">建設－建設環境</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 1568 1350 1608">環境－全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1608 922 1727">農業</td> <td data-bbox="922 1608 1350 1727">農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1727 922 1809">建設 環境</td> <td data-bbox="922 1727 1350 1809">建設環境 全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1809 699 1848">博士</td> <td data-bbox="699 1809 922 1848">農学</td> <td data-bbox="922 1809 1350 1848"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1848 699 1928" rowspan="2">シビルコンサルティン グマネージャー</td> <td data-bbox="699 1848 922 1886">農業土木</td> <td data-bbox="922 1848 1350 1886"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1886 922 1928">建設環境</td> <td data-bbox="922 1886 1350 1928"></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設－建設環境	環境－全ての選択科目	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設 環境	建設環境 全ての選択科目	博士	農学		シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木		建設環境		
資 格	技術部門	選択科目																				
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																				
		建設－建設環境																				
		環境－全ての選択科目																				
	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																				
	建設 環境	建設環境 全ての選択科目																				
博士	農学																					
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木																					
	建設環境																					

項 目	内 容	備 考														
(担当技術者) 第 1 - 7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1 - 8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1 - 8 条	共通仕様書第 1 - 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1 - 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。															
	(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載する。															
	なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。															
	(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1 - 9 条	受注者は、共通仕様書第 1 - 37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第 2 章 作業条件 (作業条件)																
第 2 - 1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。															
	(1) 本業務の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。															
	(2) 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。															
	(3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。															
(参考図書) 第 2 - 2 条	本業務の実施に当たり参考にする図書は、共通仕様書第 2 - 1 条によるほか次の図書とする。															
	<table border="1" data-bbox="501 1025 1347 1868"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 1025 1115 1066">名 称</th> <th data-bbox="1115 1025 1347 1066">発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1066 1115 1133">農業農村整備事業計画作成便覧</td> <td data-bbox="1115 1066 1347 1133">農業農村整備事業計画研究会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1133 1115 1200">環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き</td> <td data-bbox="1115 1133 1347 1200">農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1200 1115 1267">環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td> <td data-bbox="1115 1200 1347 1267">農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1267 1115 1335">農業農村整備事業における景観配慮の手引き</td> <td data-bbox="1115 1267 1347 1335">農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1335 1115 1402">農村における景観配慮の技術マニュアル</td> <td data-bbox="1115 1335 1347 1402">農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1402 1115 1469">農業農村整備事業における景観配慮の技術指針</td> <td data-bbox="1115 1402 1347 1469">農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省	農村における景観配慮の技術マニュアル	農林水産省	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省	
名 称	発行所															
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会															
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省															
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省															
農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省															
農村における景観配慮の技術マニュアル	農林水産省															
農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省															

項 目	内 容	備 考																		
(貸与資料) 第 2 - 3 条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 331 1343 728"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 331 699 376">分 類</th> <th data-bbox="699 331 1214 376">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1214 331 1343 376">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 376 699 450">報告書</td> <td data-bbox="699 376 1214 450">平成 23 年度 中勢用水地区 生態系調査業務</td> <td data-bbox="1214 376 1343 450">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="699 450 1214 524">平成 24 年度 中勢用水地区 生態系調査業務</td> <td data-bbox="1214 450 1343 524">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="699 524 1214 598">令和元年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務</td> <td data-bbox="1214 524 1343 598">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="699 598 1214 672">令和 5 年度 伊勢平野中央地区 生態系補足調査等業務</td> <td data-bbox="1214 598 1343 672">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="699 672 1214 728">令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務</td> <td data-bbox="1214 672 1343 728">1 式</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	報告書	平成 23 年度 中勢用水地区 生態系調査業務	1 式		平成 24 年度 中勢用水地区 生態系調査業務	1 式		令和元年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1 式		令和 5 年度 伊勢平野中央地区 生態系補足調査等業務	1 式		令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量																		
報告書	平成 23 年度 中勢用水地区 生態系調査業務	1 式																		
	平成 24 年度 中勢用水地区 生態系調査業務	1 式																		
	令和元年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1 式																		
	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 生態系補足調査等業務	1 式																		
	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務	1 式																		
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	<p>第 2 - 2 条、第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。 (4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。 																			
(関連業務) 第 2 - 5 条	<p>本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="507 1391 1343 1507"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1391 603 1429">番号</th> <th data-bbox="603 1391 1038 1429">業務名</th> <th data-bbox="1038 1391 1343 1429">業務実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1429 603 1507">1</td> <td data-bbox="603 1429 1038 1507">伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策他検討業務</td> <td data-bbox="1038 1429 1343 1507">令和 7 年 7 月～ 令和 8 年 3 月 (予定)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	業務名	業務実施期間	1	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策他検討業務	令和 7 年 7 月～ 令和 8 年 3 月 (予定)													
番号	業務名	業務実施期間																		
1	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策他検討業務	令和 7 年 7 月～ 令和 8 年 3 月 (予定)																		
第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	<p>本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙 1 「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>																			
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	<p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 2 - 2 条、第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。 																			

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>(3) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>(5) 別紙1「作業項目内訳表」2-1. 生態系現地調査を行う前に、必要に応じて特別採捕許可申請書を作成し、三重県の許可を得てから調査を行わなければならない。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ (秋季調査結果の整理段階) 第3回 中間打合せ (環境配慮計画の素案の整理段階) 第4回 中間打合せ (地区環境検討会開催前段階) 最終回 報告書取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>	
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>成果物を設計業務共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部 (2) 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番 (安田庁舎)</p>	
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4章に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関との協議等により業務計画に変更が生じた場合 (7) その他</p>	

項 目	内 容	備 考
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1) 作業項目内訳表

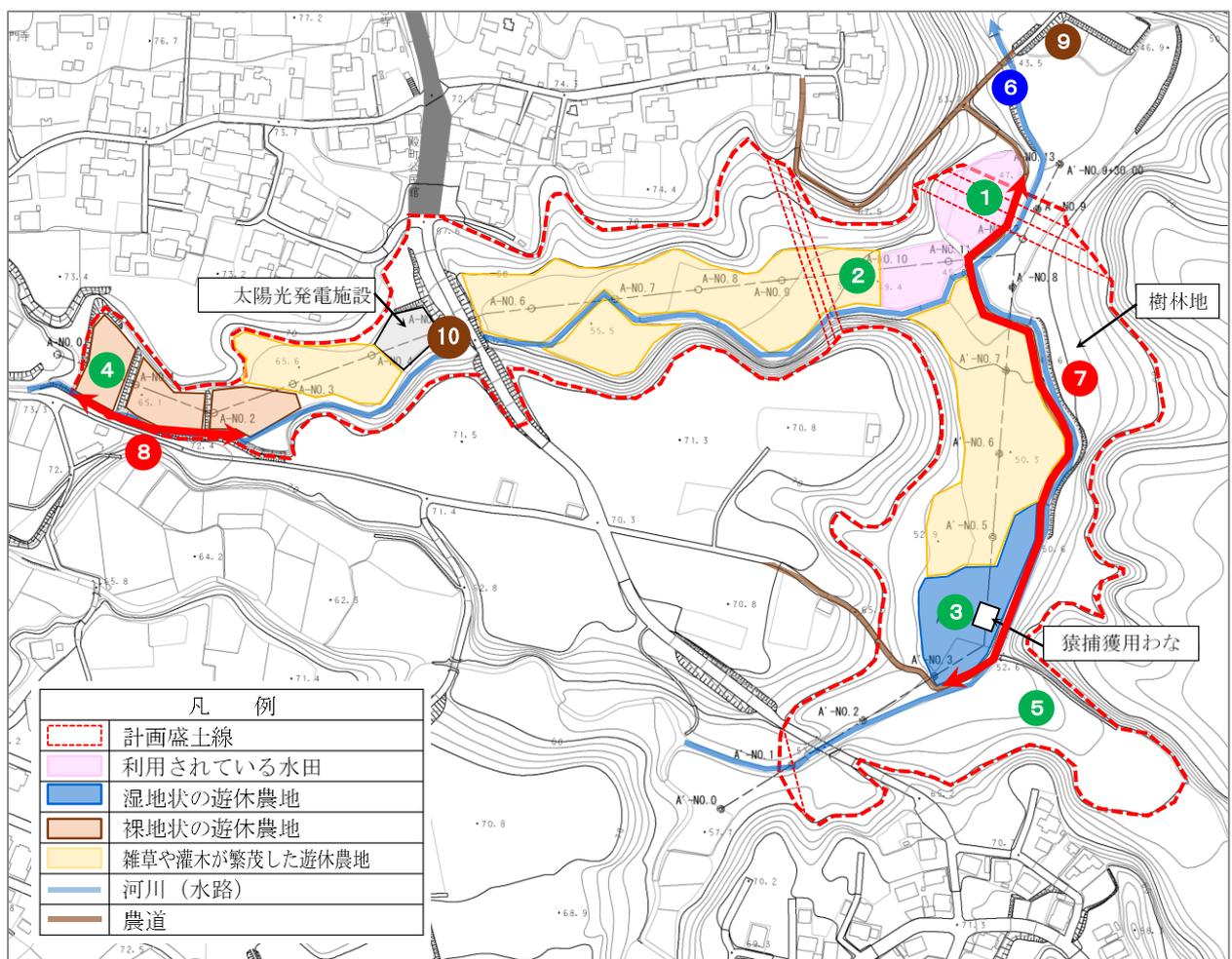
作業項目	作業内容	当初数量	業務区分
1. 事前準備			
1-1. 資料の検討	貸与資料等を整理・把握し、必要となる既存資料を収集・整理する。	1式	設計
1-2. 現地踏査	過年度作成した環境調査計画を基に、生態系調査を行う対象地点について現地踏査を行い、現地の状況等を把握する。	1式	設計
2. 生態系調査			
2-1. 生態系現地調査	別添調査対象位置図に示す土砂搬出先候補地について、過年度作成した環境調査計画を基に、別紙2で示す調査項目、調査地点、調査時期、調査方法で実施する。	1式	設計
2-2. 調査結果取りまとめ	2-1. の生態系現地調査に係る調査結果の取りまとめを行う。生態系現地調査データは別紙3-1及び別紙3-2に取りまとめる。	1式	設計
3. 地区環境検討会の運営補助	発注者が開催する地区環境検討会の運営補助を行う。 なお、作業内容は、会議資料の作成・印刷及び議事録・議事概要の作成を想定している。 また、地区環境検討会に出席する有識者及び地域住民代表計5名への謝金の支払いを行う。	1回	設計
4. 環境配慮計画の素案の作成	下記に示す項目について、過年度報告書及び最新の資料等を基に整理し、環境配慮計画の素案を作成する。 (1) 地区の概要 (2) 事業の概要 ①前歴事業の概要 ②本事業の概要 (3) 地域環境の概況 ①地域環境の概況 ②関係法令と各種計画 (4) 環境情報図	1式	設計
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書作成を行う。	1式	設計

(別紙2) 生態系現地調査の調査項目等

・調査項目、調査時期、調査回数

調査項目	調査時期							調査回数
	秋季			冬季				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
両生類 は虫類 ほ乳類	■■■							1回
鳥類 (一般)						■■■		1回
〃 (猛禽)						■■■		1回
魚類・底生生物	■■■							1回
昆虫類 (陸生)	■■■							1回
〃 (水生)	■■■							1回
植物	■■■							1回

・調査地点



・調査地点の概要

地点番号	両生類・は虫類・ほ乳類	鳥類		魚類・底生生物	昆虫類		植物	概要	写真
		一般鳥類	猛禽類		陸生昆虫	水生昆虫			
①	●			●	●	●	●	水田として利用されているほ場 ほ場内、畦畔、ほ場に面する水路、ほ場周辺を調査	
②	●				●		●	雑草や灌木が繁茂する荒廃農地でアクセス可能なほ場 ほ場内、ほ場周辺を調査	
③	●	●		●	●	●	●	湿地状の荒廃農地 ほ場内、ほ場に面する水路、ほ場周辺を調査 有識者から、配慮すべき生物が生息する可能性があるとの助言を受けているため、留意して調査する。	
④	●				●		●	裸地状の荒廃農地 ほ場内、ほ場に面する水路、ほ場周辺を調査	
⑤	●				●		●	安全にアクセスできる斜面林 樹林地内を調査	
⑥				●				盛土区域を流れる河川の最下流部 河川内を調査	
⑦	●	●			●		●	盛土区域東側のほ場と河川沿いの農道 農道を歩きながら確認できる生物を調査 有識者から、農道沿いの河川について配慮すべき生物が生息する可能性があるとの助言を受けているため、上流域を確認し生息が考えられる地点でタモ網等による調査を行う。	
⑧	●	●			●		●	盛土区域西側のほ場と水路沿いの農道 農道を歩きながら確認できる生物を調査	
⑨		●	●					東側から盛土区域の上空を見渡せる地点 猛禽類調査の定点とする 猛禽類とあわせて一般鳥類を確認する	
⑩		●	●					中央から盛土区域の上空を見渡せる地点 猛禽類調査の定点とする 猛禽類とあわせて一般鳥類を確認する	

・ 調査手法

調査項目	調査手法	調査地点
両生類 は虫類	◇定点調査 調査は場内や周辺でタモ網による採捕、目視、痕跡等を等で確認した種名を記録する。	①②③ ④⑤
	◇ライン調査 設定されたライン上をゆっくりと歩行し、目撃や採捕、痕跡等により確認した生物の種名を記録する。鳴き声等から種を推定する。	⑦⑧
ほ乳類	◇定点調査 調査は場内や周辺で目視、痕跡等を等で確認した種名を記録する。	①②③ ④⑤
	◇ライン調査 設定されたライン上をゆっくりと歩行し、目撃や採捕、痕跡等により確認した生物の種名を記録する。	⑦⑧
鳥類 (一般)	◇ライン調査 鳥類の鳴き声を多く確認できる早朝から午前中に、設定されたライン上をゆっくりと歩行し、姿や鳴き声を確認した種名を記録する。	⑦⑧
	◇定点調査 定点から観察を行い、姿や鳴き声を確認した種名を記録する。 有識者から、湿地環境で見られる配慮すべき生物の生息が確認される可能性があるため、助言を受けているため、留意して調査する。	③ ⑨⑩
鳥類 (猛禽類)	◇定点調査 双眼鏡や望遠鏡を用いて定点から観察を行い、必要に応じて適宜移動して観察する。	⑨⑩
魚類 底生生物	◇定点調査 調査範囲で、タモ網等により採捕した種や目視で確認した種名と個体数を記録する。 配慮すべき生物が確認される可能性がある。それらしき個体が採捕された場合にはDNA鑑定を行う。	①③⑥
昆虫類 (水生)	◇定点調査 調査は場内や周辺でタモ網による採捕、目視等で確認した種名を記録する。	①③
昆虫類 (陸生)	◇定点調査 調査は場内や周辺で捕虫網を用いて採集する。見つけ採り（個体を直接見つけて捕まえる）や、スウィーピング法（草木を捕虫網で薙ぎ払うようにして草木上の個体を掬い取る）やビーティング法（木の枝や草を叩いて落下する個体を捕まえる）等の方法を用いる。	①②③ ④⑤
	◇ライン調査 設定されたライン上をゆっくりと歩行し、目撃や採捕、痕跡等により確認した生物の種名を記録する。鳴き声等から種を推定する。	⑦⑧
植 物	◇任意調査法 調査は場内や周辺、設定されたライン上を広く踏査し、目視により確認した種名を記録する。 有識者から、谷地田周辺に生育するスズサイコや湿地に生育するノハナシヨウブ等が確認される可能性があるため、助言を受けているため、留意して調査する。	①②③④⑤ ⑦⑧

(別紙3-1) 登録シート1：調査概要

no.	項目名	必須項目	記入方法	記入欄	記入例
1	データソース名	●	事業名等	1	○○調査
2	データ作成日	●	西暦年/月/日 (yyyy/mm/dd)	1900/1/2	2023/3/24
4	データ作成者	●	事業実施主体等	3	○○農政局△△土地改良調査管理事務所
5	事業実施年度	●	自由記述 単年度or複数年度	4	R1~R4(同一地区で調査継続の場合は複数年)
6	対象地域	●	農政局単位、広域農業地域、都道府県など	5	○○農政局△△地区
7	データソース備考		データソースの特記事項や詳細を記述		(特記事項があれば記載)
8	調査地点数	●	自動集計	0	76
9	野外調査数	●	自動集計	0	322
10	登録生物データ数	●	自動集計	0	1280
11	種名の原典		種名の参考文献		日本産爬虫両生類標準和名リスト(日本爬虫両棲類学会 2012.8.27) 日本産魚類検索全種の同定 第三版(中坊徹次編 2013) 移入種(外来種)リスト(環境省編 2002)
12	データ登録者		登録者または調査受注者等		株式会社○○○○

